

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 長崎県東彼杵町

本事業の担当部局名 総務課企画係

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	東彼杵町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	4/1	~	3/31	
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、新婚世帯への経済的支援を行う。また、令和5年度から補助対象費目にこれまでの住宅賃借費に加え、住宅購入費、住宅改修費、引越費用を追加した。これにより、賃貸住宅が不足する本町において、住居の選択肢を増やし、転入・定住を促進するとともに、婚姻後早い段階で、妊娠へ踏み切るきっかけを作っていく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅取得費用	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	住宅リフォーム費用	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	住宅賃借費用	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	引越費用		
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が50万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
自治体独自基準				
【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
	自治体独自基準			
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込

5		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3
	その他	2

②継続補助世帯見込

5	世帯
有	(継続補助規定の有無)

3. 広報の実施予定

チラシを印刷し、婚姻届提出者に対して渡している記念品に同梱する。年に1度、町広報誌にて周知する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
		出生数	人	35 (R8年度)	32 (R6年度)
	婚姻数	件	25 (R8年度)	18 (R6年度)	
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.15 (R5年度)	
	婚姻件数		件	18 (R6年度)	
	婚姻率			2.4 (R6年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (R8年度)	66 (R6年度)
	(アウトカム)				
	①	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100 (R8年度)	100 (R6年度)
②	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100 (R8年度)	90 (R6年度)	